



補助金のスケジュール

●受付期限

補助金申込書類の受付期限	平成31年2月28日
補助金交付申請書類の受付期限	平成31年3月7日
補助金実績報告書類の受付期限	平成31年3月18日

- 補助対象機器の借受証が、平成31年3月15日までに原則発行される見込みであることとします。
- なお、指定リース事業者への補助金の交付日程は以下の通りです。

実績報告書の提出日	補助金額の確定日	補助金交付日
～平成30年6月20日	～平成30年6月29日	平成30年7月31日
～平成30年9月21日	～平成30年9月28日	平成30年10月31日
～平成30年12月20日	～平成30年12月31日	平成31年1月31日
～平成31年3月18日	～平成31年3月25日	平成31年3月29日

留意事項

- ①上記の受付期間を過ぎた提出書類については、原則受け付けられないので注意のこと。
- ②上記受付期間内に提出された書類であっても、記載内容等の不備からESCO・エネルギー管理推進協議会での審査に時間を要する場合には、補助金の交付がなされないことがあります。



補助金の交付申請に必要な書類

補助金申込書、補助金交付申請書、補助金実績報告書

- リース契約書の写し
- 特約又は覚書等の写し
- 対象機器の見積書、注文請書、売買契約書等、いずれかの写し
- エコリース促進事業補助金利用申込書の写し
- 導入機器の基準適合チェックシートの写し
- 導入機器の基準適合確認の際に使用した資料の写し
- 借受証又は検収調書又はこれに類する書類の写し
- (補助金対象外費用を含むリース契約の場合)補助金対象外費用の金額根拠資料の写し
- (自主残価の設定を行う場合)その金額と算出根拠となる資料の写し



補助金受領後の注意事項

- 指定リース事業者は、以下の事由が発生する場合は、速やかにリース契約変更届をESCO・エネルギー管理推進協議会に提出する必要があります。

- 補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合
- リース契約を合意解約した場合
- リース契約の期限の利益を喪失した場合
- その他、補助金交付後リース契約の内容変更が生じた場合

補助金交付決定の取消し、返還、罰則等について

指定リース事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びにESCO・エネルギー管理推進協議会が定める補助金交付規程及び補助金申請の手引きの定めるところに従って下さい。これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意して下さい。

- 1)交付規程第17条の規定による交付決定の取消し及び補助金等の返還・加算金の請求。
 - 2)指定リース事業者の指定取消の公表。
- なお、本制度の補助金返還義務はリース契約の全期間において指定リース事業者が負うこととなります。

●補助金制度のお問合せは



一般社団法人

ESCO・エネルギー管理推進協議会

JAESCO Japan Association of Energy Service Companies

エコリース促進事業部

東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館3階

TEL 03-5212-1606 FAX 03-5212-1607

http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/

お問合せ時間:月曜日～金曜日(祝日、12/29～1/3を除く)までの10:00～12:00、13:00～17:00

※詳細についてはホームページ内の「補助金申請の手引き」をご参照下さい。



※このパンフレットは資源の有効利用、および地球環境保護のために古紙配合率100%の再生紙と植物性インキを使用しています。

2018.06



エコリース促進事業 補助金制度のご案内

〈環境省補助金事業〉



省エネ性能に優れた低炭素機器の
リースでの導入時には、
国の補助金制度がご利用頂けます。

JAESCO

一般社団法人 ESCO・エネルギー管理推進協議会

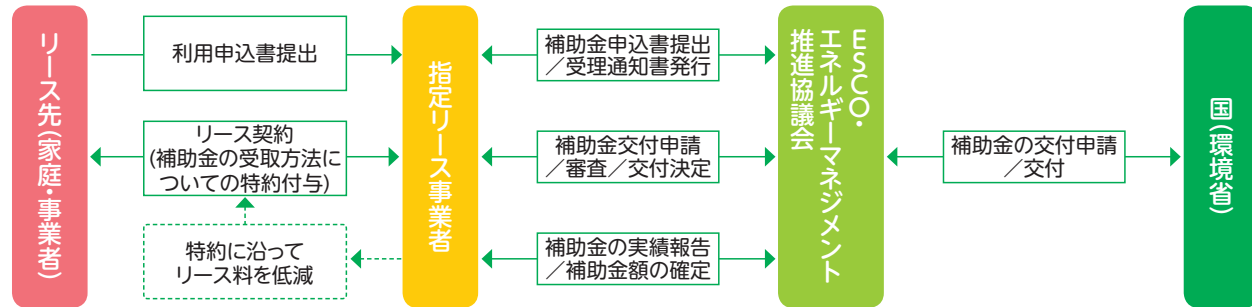
補助金制度の概要

家庭、業務、運輸部門を中心とした地球温暖化対策を目的として、一定の基準を満たす、再生可能エネルギー設備や業務用設備、産業用機械等の幅広い分野の低炭素機器をリースで導入した際に、リース料総額の2%~5% (ただし岩手県、宮城県、又は福島県に係るリース契約は10%) を補助する補助金制度がご利用頂けます。



制度の仕組み

- 補助金額は補助金の対象となる低炭素機器部分のリース料総額の2%~5% (ただし岩手県、宮城県、又は福島県に係るリース契約は10%)。
- 予算額は19億円 (平成30年度予算事業)。



- 本制度の利用を希望するリース先は、リース物件の補助対象機器の基準適合確認資料を添付したエコリース促進事業補助金利用申込書を指定リース事業者に提出する必要があります。
- 補助金申請は環境省から指定を受けた指定リース事業者が行います。そのため、リース先では補助金申請の手続きは必要ありません。
- 補助金は指定リース事業者に交付されますが、リース契約時に補助金全額をリース料低減に充当するという内容の特約等を交わすことが条件となります。
- 本制度では導入機器によるCO₂削減量等のモニタリング報告は必要ありません。
- 1リース先当たり交付申請件数は10件以内となります。

一般社団法人ESCO・エネルギー・マネジメント推進協議会は、環境省から補助金交付事業を行う補助事業者として、公募手続きにより採択された事業者です。



利用要件

補助金の申請には以下の要件をすべて満たす必要があります。

対象となるリース先

- 対象リース先は家庭(個人)、個人事業主、中小企業であること。
中小企業は、以下のいずれかに該当するもの。
※ 中小企業: 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社。
医療法人等で常時使用する従業員の数が300人以下のもの。
- 政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと。



- ① 医療法人等を除く資本金又は出資の定義がない法人については補助対象外。なお、医療法人等とは医療法人、及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人等をいう。
- ② 個人については、本事業により導入する低炭素機器を事業の用に供する場合は個人事業主として取り扱う。なお、それ以外は家庭(個人)として取り扱う。

対象となるリース契約

- 環境省が定める基準を満たす低炭素機器に係る契約であること。
- リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- ファイナンスリース取引であること。
- リース期間が法定耐用年数の70%以上(10年以上は60%以上)の契約であること。ただし、リース期間が3年以上の契約であること。
- 日本国内に低炭素機器を設置する契約であること。
- 中古品の低炭素機器をリースする契約でないこと。
- 国による他の機器購入に係る補助金を受けた契約でないこと。
※ 経済産業省の低炭素リース信用保険制度(以下「リース信用保険」)との併用は可能。
- 1リース契約の補助金の対象となる低炭素機器部分のリース料の総額が、2億円以内、65万円以上であること。



- ① 補助金の対象機器の当初導入において必要と認められる据付費用、付属品等については、通常リース事業者の判断によりリース契約に含まれる範囲内において補助の対象となる。
ただし、据付費用、付属品等の金額は対象機器の購入価格を上限とする。
なお、メンテナンス費用、レベルアップ等による解約金等については、補助金の対象外。
- ② 補助金の対象機器と補助金の対象外機器の両方を含む契約も利用可能。
ただし、補助金の対象機器に係るリース料のみが補助金の対象となる。
- ③ 既に締結されているリース契約については補助金の対象外。

対象となる低炭素機器

- 環境省が定める基準を満たす低炭素機器であること。
なお、本制度の対象機器はリース信用保険の対象機器の部分集合となっている。
- 家庭(個人)の対象機器は、「太陽光発電設備」、「風力発電装置」、「水力発電設備」、「太陽熱利用装置」、「地中熱利用装置」及び「燃料電池設備」に限定。



- ① 補助金の対象機器の型番情報については以下の一般社団法人低炭素投資促進機構のホームページの検索データベースで公開している。
※ 型番検索サイトの掲載情報はメーカーからの出荷時の製品情報であり、補助金の申込に際しては実際に最終的に導入される製品が基準を満たす必要がある。
ESCO・エネルギー・マネジメント推進協議会のHPアドレス ▶ <http://www.jaesco.or.jp/eco-lease-promotion/>
低炭素投資促進機構のHPアドレス ▶ http://www.teitanso.or.jp/lease_target_instrument
- ② 低炭素投資促進機構の検索データベースにエコリース促進事業に係る情報が掲載されておらず、掲載を希望される場合は、ESCO・エネルギー・マネジメント推進協議会まで連絡すること。

※ 型番情報の検索データベースは、低炭素投資促進機構のホームページ内を経由して閲覧することになっていますが、低炭素投資促進機構は経済産業省によるリース信用保険の指定法人であり、本事業とは一切関係がありません。くれぐれも本事業のお問い合わせについて低炭素投資促進機構へご連絡することがないようにお願いします。
※ 指定リース事業者は補助金申込対象機器が環境省の定める基準を満たしていることを、自らの責任で確認する必要があります。

